

ケーブル防災性能認証料等細則

(目的)

第1条 この細則は、ケーブル防災性能認証に関する規則 第24条 認証料等に係る料金を定める。

(認証料金)

第2条 ケーブル防災性能認証に係る料金及び納付時期は次の表のとおりとする。

(単位；円、消費税を含まず。)

項目	試験規格		料金	納付時期
型式認証申請料 (新規・更新)	—		23,000	申請受付後にセンターが発行する請求書の受領後速やかに
製品試験料	耐延焼性試験	JIS C 3521	150,000	
		IEC 60332-3-21 注1)	147,000	
		IEC 60332-3-22 注1)		
		IEC 60332-3-23 注1)	112,500	
		IEC 60332-3-24 注1)		
		IEC 60332-3-25 注1)		
		IEEE 383 74	150,000	
	IEEE 1202 注2)	150,000		
		試験料取付費 (100本を超えた場合 100本毎)	60,000	
	発煙性試験	JIS C 60695-6-31	54,000/1材料	
IEC 61034-2 注1)		63,000		
酸性度試験		JIS C 3666-2	54,000/1材料	
	IEC 60754-2	54,000/1材料		
現地調査料 注3)	—		54,000/日/人	
年間認証維持料 注4)	—		50,000	各年度にセンターが発行する請求書の受領後速やかに

注1) 1回目の試験で不合格となった場合、更に2回の試験を実施する。この場合、追加の試験回数分の試験料金が加算される。

注2) 2回の試験のうち1試験が不合格となった場合、更に2回の試験を実施する。この場合、追加の試験回数分の試験料金が加算される。

注3) 調査は原則2人で実施

注4) 同一製品が複数の認証を取得した場合、2以上の認証に対しての年間維持料は不要

(旅費等)

第3条 センターの役職員が申請者の求めにより試験立会等のため申請者が指定する場所へ出張したとき又は品質に関する審査若しくは立ち入り検査のため申請者若しくは認証取得者の工場若しくは事業場へ出張したときは、第2条、第3条又は第4条の料金に加えて、申請者又は認証取得者は、センターの旅費規則が定める旅費（交通費及び日当宿泊費）をセンターからの請求書を受領後速やかに納付しなければならない。

(収納料金の返納)

第4条 センターは、次の表の左欄に掲げる場合には、同欄の区分に応じて、それぞれ右欄に定める金額を申請者又は認証取得者に返納しなければならない。

区分	返納金額
誤って過剰な料金を収納したとき	超過金額
センターの都合で型式認証ができなくなったとき	全額
製品試験に着手する前に申請の取下げがあったとき	製品試験料の全額
製品試験立会に着手する前に申請の取り下げがあったとき	製品試験立会料の全額
品質管理に係る審査のための現地調査に着手する前に申請の取り下げがあったとき	現地調査料の全額

2. センターは、前項に規定する場合を除き一旦納付された料金は返納しないものとする。

附則（平成30年11月1日）

この細則は、平成30年11月1日から施行する。

附則（平成31年2月4日）

この細則は、平成31年2月4日から施行する。

- (1) JIS C 3666-2 について、試験料金を設定した。